

朝鮮総督府による神社・ 神祠の増設政策（後編）

——江原道の「里洞祠の復古改新」策——

青 野 正 明

は じ め に

朝鮮総督府の神社政策を研究するうえで、1936年8月に神社制度が改編されたことの解明は重要課題のひとつとなる。

朝鮮総督府は、1935年1月に公表された朝鮮民衆の心意世界対策である心田開発運動¹⁾の立案・決定過程の中で、日本「内地」の国体明徴声明の影響を受けて、1936年8月に神社制度改編（当時の用語は「神社制度確立」や「神社制度の改正」）を実施した。

そもそも1930年代半ばという時期において、日本は満洲事変にともない「帝国」内における国民的一体性を生み出す必要に迫られていた。朝鮮総督府でも農村振興運動²⁾を推進する過程で国体明徴の影響も受けながら、国民統合のために朝鮮民衆の心意世界の編成替えを構想することになる。それは前述の心田開発運動として実施された。

この心田開発運動の中でそのイデオロギーである「敬神崇祖」³⁾にもとづき、神社行政は神社への大衆動員を図る方策を打ち出している。これを法整備により制度的に確立したのが1936年8月の神社制度改編である（正

* 本学国際教養学部

キーワード：朝鮮総督府，神社政策，国家神道，村落祭祀，江原道

確には、各法令の公布は7月31日付から8月11日付まで)。

この神社制度改編の主要目的は、1つめが国幣社列格に備えること⁴⁾、2つめが官国幣社以外の神社や神祠を階層制度の中に組み込み増設に備えることである。

この2つめの主要目的を対象にこれまで2編の論文を発表した(以下、前編および中編と呼ぶ)。前編⁵⁾では神社・神祠の増設という政策と、村落祭祀利用言説との関係を浮かび上げることを課題として考察した。中編⁶⁾では一面一神社・神祠設置方針の変遷を分析し、それによって神社・神祠増設政策の立案・決定過程をある程度明らかにした。

後編となる本稿では、地方レベルにおける村落祭祀利用策の中味を可能な限り明らかにすることを課題とする。とはいえ、その課題を解いていくためには資料が不十分であるのが現状である。だが幸いなことに、江原道の内務部長・警察部長が郡守・警察署長宛に発した通牒の内容を知ることができたので、この貴重な資料を使って前記課題に取り組むことにした。具体的には江原道の「里洞祠の復古改新」策をとりあげ、村落祭祀との関係で神祠がどのような方法で増設されようとしたのかについて、その政策の輪郭なりとも提示したいと考えている。

以上のような課題を解くうえで、議論すべき論点も整理しておこう。神社・神祠(とくに神祠)と村落祭祀との接点を見る場合に論点となるのは神社神道の宗教性である。総督府当局は表向きには神社神道は国民儀礼であるという神社非宗教論を主張して参拝を強要していたが、神社・神祠を増設するうえでは、村民の村落祭祀に対する信仰を利用することを企てていたことになるからだ。そして、村民の村落祭祀に対する信仰を利用するということは、植民地朝鮮において国家神道⁷⁾が変容していく過程として捉えることができるのである。

第1節に入る前に、これまでの繰り返しになるが、神社・神祠に関わる

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

法令の説明をしておく（前編での記述と同内容）。朝鮮総督府は法令により神社および神祠（神社の下位）を規定していた。併合後に神社および「日本仏教」の「寺院」に関して、主に創立の手続き等を規定した法令は神社寺院規則（総督府令第82号、1915年）である。だが、1936年8月の神社制度改編で統制・管理が強化されることになり、また神社非宗教論の立場もあって、神社規則（総督府令第76号）と寺院規則（総督府令第80号）に分離して制定された。

それから、神社の基準を満たすことが困難な場合に「特例」として認められた施設が神祠で、それを定めた法令は「神祠ニ関スル件」（総督府令第21号、1917年）である。「特例」とはいえ、神祠は将来神社となることが想定されていた⁸⁾。この「神祠ニ関スル件」も神社制度改編にともない同様な趣旨で改正されている（総督府令第79号）。なお、神祠には神職（近代の「神職」は法令により定められ、国により任命されて官吏の待遇を受けた）が置かれないため、そこでの祭祀は神社（近隣の神社）の神職が受け持つことになっていた（ただし困難な場合は別規定がある⁹⁾）。

1. 一面一神社・神祠設置方針の推移

本節では前編と中編で得た成果をまとめてみる。

前編ではまず、心田開発運動において村落祭祀利用が期待された背景を2つ示した。さらに、総督府当局は村落祭祀を「氏神祭祀」、つまり祖先祭祀として「崇祖」の対象と見なせるのかどうかを模索するという推論も想定してみた。

そして、神社制度改編の後における〈官製〉村落祭祀への措置と、総督府官僚の提案する村落祭祀利用案とを考察した結果、利用（機能面における利用）と統制（改正「神祠ニ関スル件」の罰則規定）という両側面を使い分ける手段において共通点をもっていることがわかった。

以上の作業をふまえて、村落祭祀の調査（「部落祭」調査）の報告書である『部落祭』¹⁰⁾の調査方法と政策意図を分析してみた。その分析をおこなううえで、(a)〈官製〉自治の確立に利用できるのか、および(b)祖先祭祀として「崇祖」の対象となるのか、という2点に注目して考察することを課題とした。この課題に即して明らかになった政策意図として、(a)については肯定的な判断材料を提供するもので、(b)については否定的な判断材料となっていたことがあげられる。

この『部落祭』がどのくらい政策決定に影響を及ぼしたかどうかについては、慎重な検討が加えられなければならないので課題となる。その課題には、前編で示した仮説（総督府当局が村落祭祀を、祖先祭祀として「崇祖」の対象と見なせるのかどうかを模索するという仮説）を検証することも含まれる。『部落祭』では否定的な判断材料が示されたが、それが政策に反映されたのかどうかを検証する必要があるからだ。

中編では、1936年8月の神社制度改編においても一面一神社・神祠設置方針が継承されていて、「神社規則」によりその増設体制が法的に準備されたことを明らかにした。しかし、この直後に総督が宇垣一成から南次郎に交代する。そのため、この方針は法令の制定・改正時に発せられた内務局長通牒により方針が説明された程度に留まり、この時期には具体的に実施の指示を出すまでには至っていない。むしろ、神社行政は制定・改正された関係法令の施行に徹していたことを確認できる。

新聞報道によると、日中戦争の開始（1937年7月）直前において、道知事会議（4月）での各知事たちの答申は心田開発運動を肯定的に捉えていて、それを継続することを唱える意見が大部分であったようだ。総督府当局ではこれらの答申案をもとに具体案を作成し、本格的に「信仰対策」を「講究」することになったという。しかし、戦争開始にともなう時局の変化のために、この「信仰対策」は保留になったといえることができる。

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

上記「信仰対策」が保留の間、全羅南道では、神社制度改編時の一面一神社・神祠設置方針を受け、単独で一面に一神祠を設置する計画を「皇紀二六〇〇年記念事業」の一環として立てた。そして、1938年6月頃にはその計画はできあがっていた。それが実施に移され、1939年と1940年に多数の神祠が増設されたので（正確には設立が許可された）、神祠数は道内の府邑面に相当するまでに増え、一面一神祠設置の計画は完了した。

これらの新設された多数の神祠は、先に設立出願させるという取締り強化（改正「神祠ニ関スル件」第11条）に反して、社殿の建設が先に進められていたことも確認できる。そして、1938年度末までの間の設立許可は、年明けの2月23日付のものから始まっていて、しかも2月と3月の日付がこの年度分のほとんどすべてであった。

上記「信仰対策」が保留の間、全羅南道以外で一面一神祠設置の計画を立てた2事例（郡単位）でも、設立出願をする前に社殿の建設が先に進められていたので、このやり方は従来からの一般的な実態であったと考えられる。取締り強化後とはいえ、現実問題として設立の経費が重要課題であるため、神社行政では規制するよりも確実に建設することを優先していたのではないだろうか。

1939年2月半ば頃、総督府当局では、心田開発運動の「中心計画」であった一面一神社・神祠設置方針を実施に移すことに決定したようだ。ただし一面に一神社設置は不可能であるから、後退してより現実的な「一面一神祠」設置に絞られている。

この決定は、全羅南道で先に実施を進めていた計画を、設立許可願が大挙提出されるのを契機に、総督府当局が2月半ば頃に施策として取り込んだものではないかと推測している。換言すれば、2月の段階で総督府当局は、国民精神総動員の一環として、扶余神宮の造営計画を進めていくとともに、全羅南道の「一面一祠制度」計画を他道に拡大することも有効な施

策になると判断した、という可能性が指摘できる（だがその後は実施が困難な状況を迎える）。

以上から、前述した仮説（総督府当局が村落祭祀を、祖先祭祀として「崇祖」の対象と見なせるのかどうかを模索するという仮説）に対して、次のようなことがいえるだろう。すなわち、1937年4月の段階で総督府当局では本格的に「信仰対策」を「講究」する方針を取っていた。この「信仰対策」を「講究」する方針とは、心田開発運動を継続する方針と考えてよい。しかし、日中戦争開始にともなう時局の変化により、この「信仰対策」は保留となる。保留になったことは、『部落祭』で村落祭祀を「崇祖」の対象と見なすことに否定的な判断材料が示されたこととも無関係ではないと推測できるが、今のところ実証できてはいない。

したがって、前述の仮説に関していえば、模索すべき時期において心田開発運動継続の方針自体が保留となってしまったといえる。そうならば、村落祭祀利用はまったく試みられなかったのであろうか。次は地方レベルにおける試みを江原道の事例で検証してみる。

2. 江原道での神社・神祠の増設方針

(1) 心田開発運動公表から神社制度改編まで

1935年1月に心田開発運動が公表された後、新聞報道¹¹⁾によると、これを受けた江原道では道内の各学校および各訓練所に神棚を設け、「敬神崇祖の信念涵養に」努めさせるべく「具体策を作成中」であったという。それがようやく成案をみたので、江原道の「各中等学校長、各郡守、農事訓練所長」宛に江原道内務部長通牒（1935年7月2日付）が発せられた。その通牒の概要も含めてこの記事に次に示そう（句読点は引用者による）。

【春川】既報の通り、江原道ではかねて計画中の道内各学校および訓

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

練所に神棚を設け、敬神崇祖の信念涵養に努めしむるべく具体案を作成中であつたが、愈々これが成案を見たので、本月二日附内務部長名にて各中等学校長、各郡守、農事訓練所長宛通牒文が発送せられたが、その趣旨は左の通りである。

学校並に訓練所に於て敬神崇祖の念を涵養し信仰的観念を啓培するは、国民精神作興上最も緊要の施設なるを以て、従来各学校に於て国家的祝祭日に当り、職員生徒児童校下の神社（祠）に参拝し敬神の念を養ふと共に、春秋二期に於ける文廟積奠祭には教師引率の下に参拝を為さしめ、聖賢に対する尊崇の念を喚起し、或ひは郷土における根深き祖先崇拜の美風たる新年、寒食、端午、秋夕等における崇祖墓参の実践を為さしむる等、相当精神的陶冶に努めつゝあるも、尚一層敬神崇祖の精神を涵養し信仰心の啓培を計らんが為、道内各中等学校、小学校、普通学校、簡易学校及び各訓練所に対し一斉に神棚を設置し、皇大神宮大麻を奉斎し、職員、生徒、児童、訓練生をして参拝せしむると共に、地方の情況に依り適宜祭典を挙行せしめ度し。

ここに書かれた通牒の概要によると、道内の各学校および各訓練所に対する「敬神」の実施として、生徒・児童をして「国家的祝祭日」に神社・神祠に参拝させていた。「崇祖」の施策に関しては、生徒・児童を「文廟積奠祭」に引率して参拝させること、および「新年、寒食、端午、秋夕等における崇祖墓参」を実践させていた。

通牒ではそれに加え、「道内各中等学校、小学校、普通学校、簡易学校及び各訓練所に対し一斉に神棚を設置」して「皇大神宮大麻を奉斎」し、「職員、生徒、児童、訓練生」を参拝させること、および「適宜祭典を挙行」させることの指示も出されている。

ここからわかるのは、「敬神」に関しては参拝行為の実践に重点が置か

れていたことである。「崇祖」に関しては、「聖賢に対する尊崇の念を喚起」することや、「郷土における根蒂深き祖先崇拜の美風」という表現が用いられてはいるが、漠然としたまま生徒・児童に文廟と墓地への参拝行為を実践させていたことがわかる。

次の資料は1935年11月のもので、江原道蔚珍郡の郡守が農村振興運動での「中堅人物」に関して書いた文章である。

最近本郡は更生部落洞祀，堂参拝（洞を護る神）を中心として信仰觀念を涵養すべく計画し目下実行指導中であるから其の指導を誤らざるやう留意致したい，或は曰く信仰の理解なき無智者を神社又は洞祀，堂参拝を為さしめ何んの効果があるか，一片の形式に過ぎないと論難する者がある。併しながら人智の未だ充分開けない者をば寧ろ形より段々精神に進ましむることが必要である。例へば神に対する理解なき者が蔚珍神社に参拝して神前にぬかづぐことは一つの形式ではあるが，これが回数を重ねるに随ひ段々と精神を感化して行く，其の力は実に偉大なものがある，如斯導いて漸次皇室を中心とする神，信仰生活に転向せしむる様致したい¹²⁾。

冒頭に「最近本郡は更生部落洞祀，堂参拝（洞を護る神）を中心として信仰觀念を涵養すべく計画し目下実行指導中」とある。つまり，蔚珍郡では神社への参拝だけでなく，農村振興運動で選定された更生指導部落にある村落祭祀の「洞祀，堂」への「参拝」も「実行指導」していたことがわかる。

（2）神社制度改編当時

拙稿の中編によると，神社制度改編と同時に総督府内務局の「方針」，

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

つまり一府邑面一神社の原則という「方針」が、内務局長通牒¹³⁾により道知事に説明されていた。そのため次の手続きとしては、各道において増設のために準備を整えていくことが予想される。つまり、各道では神社制度改編での法整備を踏まえて、現実的には経費・運営等の厄介な問題を解決しながら、どのような方法を用いて増設していくのかを模索することが課題となったはずである。

増設の準備段階ではあるが、神社関連の諸法令が公布される時期を目前にして、江原道では「心田開発」に関して1936年7月18日付で郡守・警察署長宛の内務部長・警察部長通牒を発している¹⁴⁾。この通牒は大きく「敬神思想の涵養」「儒道精神の振作」「宗教的信仰心の啓培」という3項目からなっている。2つめの「儒道精神の振作」項目は「文廟」や「公認書院」の「改善」が中心であり、3つめの「宗教的信仰心の啓培」項目の内容は「朝鮮人中堅僧侶の養成」が中心である。

ここでは神社・神祠の増設を見るために、1つめの「敬神思想の涵養」項目に注目しよう。この項目には、さらに「神社神祠の崇敬」「学校及訓練所に於ける神棚の奉斎」「里洞祠の復古改新」という3つの小項目がある。その中の「神社神祠の崇敬」の小項目を少々長いが次に引用しよう。なお、引用者が句読点を補っている。

神社神祠の崇敬＝神社神祠に対する崇敬参拝を盛ならしめ、之を中心とし敬神崇祖の精神を涵養することに努め、更に左の要領により之が施設の拡充改善を図ること。

- (イ) 邑所在地及之に準ずべき地方の神祠は、神社に昇格せしむること。
- (ロ) 郡庁所在地及之に準ずべき地方に於て、神祠の設けなき地方に対しては速に神祠を設立すること。

- (ハ) 氏子総代には朝鮮人を多数加ふること。
- (ニ) 維持方法の充分ならざる向に対しては基本財産の造成、積立金等之が確実を期する方法を講ずること、尚邑面に於て財政の許す限り維持に要する経費の一部を供進すること。
- (ホ) 境内の美化浄化に関しては、氏子を始めとし青年団員或は学校児童等をして自発的に奉仕せしむる様誘導すること。
- (ヘ) 各種祭典には地方民の多数参列を勧奨し、御供物等も崇敬者各人をして自家の生産物等を多数奉納せしむるやう勧奨すること。
- (ト) 郡庁所在地神祠にありては、なるべく郡守祭主となり行事の指揮をなし、以て神祇をして市民全体の崇敬の対象たる感を養はしむること。

この「神社神祠の崇敬」という小項目は内容で2つに分けることができる。1つめは神社・神祠数と崇敬範囲の当面の方針である(イ)(ロ)となる。郡には面(村に相当)があるが、郡庁があるような中心的な地域は邑(町に相当)となったので(邑は1930年に法制化された)、(イ)はその邑やそれに準ずる地域にある神祠は神社に昇格させるという指示である。それから(ロ)はより重要で、当面の急務が郡庁所在地(それに準ずる地域)に神祠を設立することだということがわかる。さし当たっては一郡一神祠が現実的であったのだろう。

2つめは神社・神祠の維持・運営方針に関する指示の(ハ)~(ト)である。「氏子総代には朝鮮人を多数加」え、各種祭典には「地方民の多数参列」を勧奨させる。また、郡庁所在地の神祠には「市民全体の崇敬の対象」というイメージ作りも図られている。

ところで、この内務部長・警察部長通牒の2つめの項目である「儒道精神の振作」には、「崇祖」に関わる内容も書かれている。それは、「祖先に

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

対する崇拜は朝鮮固有の美風にして、之を助長奨揚するは郷党の徳教を振作し彝倫を扶持する上に於て最肝要なるをもつて、服喪の励行、祭祀の厳修等、特に指導を加ふること」とある。この段階では当然ながら現行通りの儒教的な内容で、「服喪の励行、祭祀の厳修等、特に指導を加ふること」という程度の指示である（「氏神祭祀」の有無が調査されるのは翌年の「部落祭」調査である）。

（3）神社制度改編以後

前述した内務部長・警察部長通牒の「神社神祠の崇敬」で指示された内容は、1938年1月の『毎日申報』記事からも確認できる。なお、□は判読不明文字である。以下、この記事を含め朝鮮語新聞の日本語訳は筆者による。

【春川】江原道では神祠に対する崇敬参拝を盛んにし、これを中心に敬神崇祖の精神を涵養せしむるとともに国体観念を明徴せんと、左記の要領により施設の拡充改善を図るといふ。

- 一、 邑所在地およびこれに準ずる地方の神祠は神社に昇格すること
- 一、 面□所在地およびこれに準ずる地方に対しては神祠の設立を勧奨すること
- 一、 氏子総代に朝鮮人を多数参加させること
- 一、 維持方法の充分でないところに対しては、これの□□を期する方法を講じること。そして、邑面で財政の許す限り維持に要する経費の一部を供進すること。
- 一、 境内の美化浄化に関して一層適当な施設を加えること。
- 一、 各種祭典には地方民の多数参列を奨励し供物等は崇敬者の各人をして各家の生産物等を多数奉納させるよう勧奨すること。

一、神事取扱に関する講習会を時々開催すること¹⁵⁾。

ここからは、江原道では引き続き前記通牒で指示した方針により神社・神祠の増設を推進していることがわかる。

その後、1939年2月半ばに総督府当局で「一面一神祠」設置実施が決定されて各道に指示される（中編による）。江原道におけるこの実施計画のことや、主宰を小学校長にすることが『京城日報』でも報じられている¹⁶⁾。その直後に書かれた3月29日付の『毎日新報』記事では、江原道での実施が困難な状況が次のように伝えられている。

【春川】江原道内には現在神社が建立されている所が春川と江陵の2箇所のみであるため、道当局では昭和14年度から同20年までに一郡一神社主義で神社を建てようと計画中であるが、14年度にはまず原州と鉄原の2箇所に建立することになったという。そして、明年がちょうど皇紀二六〇〇年に該当するため、各郡でその記念事業として神社を建立するという希望が相当あるようなのだが、神社1社を建てようとするなら約3万円の経費がかかるので、急速なる実現を見ることは難しくなる見込みだという。それから、神祠は現在30箇所程度になるが、一面一神祠を計画したこともあったが、経費の関係でやはり早く実現できないために、道としては可能な限り各郡で奮発して一面一神祠を実現することを願っているといい、皇紀二六〇〇年記念事業として管下の各面に一神祠を建立しようと計画を立てたという¹⁷⁾。

この記事からは、江原道では1936年7月の通牒での指示同様に、1939年度から1945年度までに「一郡一神社主義で神社を建てようと計画中」であったことが確認できる。しかし経費の問題で困難が予想されていた。かつて

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

「一面一神祠」も計画したことがあるが、これもまた経費問題で実現しなかった。そこに総督府からの指示が下りて来たため、「皇紀二六〇〇年記念事業」として、再び「各面に一神祠を建立」する「計画」を立てることになったようである。

また、この記事には1939年度に原州と鉄原に神社を設立する計画が書かれている。これに関連して鉄原の状況を5月の『毎日新報』記事から見てみよう。

鉄原郡では明年が皇紀二千六百年に該当する年であるため、この□然たる歴史的記念の年を迎えるにあたり、これを祝賀紀念すると同時に□大時局下の一般郡民をして敬神崇祖の觀念を涵養せしめて国体を明徴させ、内鮮一体の実□を得ることに一層の拍車を加えようと、鉄原での積年の重大懸案であった鉄原邑の神祠を鉄原郡の神社に昇格させる一方で、約4万円あまりの巨額を投じて現在南公立尋常高等小学校の西南山麓に雄壮なる神社を御造営する予定であるという¹⁸⁾。

ここからは、「鉄原邑の神祠」を廃して「鉄原郡の神社」（つまり鉄原神社、実際には1943年12月創立）を創立する計画を知ることができる。なお、原州神社の創立は実現していない。

3. 江原道での「里洞祠の復古改新」策

拙稿の前編では、1936年2月に総督府警務局保安課長の上内彦策により出された提案、つまり村落祭祀で「祭壇又は神壇を作つて御祭をするといふ事」を利用するという提案¹⁹⁾を考察した。

上内の案を解説すると、①まず将来神社を建てるべき「社地を選定」する。②次にそこに「将来社殿を建設すべき基地の構築」をし、またその後

部中央に「将来御神木となるべき立派な常盤木を植栽」する。③そのうえで、「何年計画かにて相当の社殿造営の計画を樹立して年々必要なる額の積立を執行する」という「実際案」である。

要するに、これは村落祭祀の祭祀形態を利用する案で、②の段階にある期間には、朝鮮の村落祭祀で「祭壇又は神壇を作つて御祭をするといふ事」に擬して、「基地及基地上の神木」を「神籬盤境として拝すること」が提案された。

上内はこの案を記した論説において、農村の「部落」では「社稷祭・勸農祭・豊年祭・山神祭など」が、「神式の祭式順序を模して」おこなわれていたことを紹介している。そして、「祭壇や祠などの設備をなして」と、〈官製〉村落祭祀（「山神祭」とあるので、在来の村落祭祀も含まれるかもしれない）が盛んになってきた様も伝えている。上内はこれを「固有信仰の復活の曙光がホノ見えるといふ状況」と捉え、これに対して「適當の指導を与へて正しき信仰に導くことを得ましたならば誠に良い機運だと信ずるのである」と述べるのであった。つまり、上内は官製のものも含めて村落祭祀を「固有信仰」と認識していて、〈官製〉村落祭祀が盛んになることを「固有信仰の復活」と表現しているのである。

上記のような上内案や上内の「固有信仰」認識を念頭に置き、次は江原道での神祠増設の取り組みを検討してみよう。第2節で見たように、江原道では神社・神祠の増設実施が非常に困難な状況にあった。神祠の場合、1939年より以前にも「一面一神祠」を計画したことがあったが経費問題で実現していない。だが、実現しなかったとはいえ上内案が出された後、江原道ではこの期間にこの計画についてどのような取り組みをしていたのであろうか。

上内案（1936年2月）を受けた江原道当局では「固有信仰の復活」実施を模索し始めていた。1936年5月の新聞報道によると、江原道内各地域に

散在している洞里の「山神堂」や「城隍堂等」の「神堂神壇」は、その数が「二千三百余个所」である。それらを「復古改新」して「敬神思想」を啓培せんと、「改善」について「研究中」であったという²⁰⁾。

7月になると「固有信仰の復活」実施の方針が決まったようだ。前述した江原道の内務部長・警察部長通牒（1936年7月18日付）には、「敬神思想の涵養」項目中の「里洞祠の復古改新」小項目に、上内案を応用した内容の実施要領が示されている。次はこれを検討してみよう。なお、□は判読不明文字、句読点は引用者が補っている。

まずは実施要領の前文にあたる概要を引用しよう。

里洞祠の復古改新＝朝鮮に於て、祭壇を設け山川草木その他天地神明を祭ることは、太古の時代より始まり今日までその遺風の存せるは、文献その他の事実に徴し明にして、之等の風は往古に比し甚しく衰頹せるも、現在各地に行はれつゝある里洞祭をみるに未だ往時を偲ばしむるもの尠しとせず、現在本道に依てもその神堂（壇）等の数二千三百余个所に上り、年数回之が祭事を行ひつゝあるところなるが、この里洞神堂（壇）なるものはその起源地農村に於ける氏神の如く、部落民信仰の中心対象となりその發達の過程及現存せる神事の内容に於ても、内地の古神道とその軌を一にするものなきに非ざるも、今日に至りてはその意義及觀念殆んど失はれ、只単に迷信の対象たるに止まり、その結果は彼の巫覡と彼等の跋扈と共に他の雜神をも随所に之を祭るの傾向を生じ、而も之に対する信仰は相当根強きものあり、由此觀之古来朝鮮の民衆は全然信仰心なきに非ずして、永年政治的指導なかりしためその帰依する所を知らず、誤りて根強き迷信に陥りたるものと察せらる。この根強き迷信を善良且正当なる信仰に導くことは刻下の急務なるを以て、左の要領により之が復古改新を図ると共に、専

ら道徳的に正しき信仰心の啓発に努め、その信念の進むに従ひ漸次神社神祠と習合一体を図り、その実を挙げもつて皇道精神を□□せしむることに恒常指導を加ふること。

道当局の把握によると、かつて「部落民信仰の中心対象」であった「里洞神堂（壇）」が、当時の江原道に2300箇所余り存在していた。しかし、その「意義及觀念」がほとんど失われたため「迷信の対象」とどまり、「巫覡」の跋扈や「雑神」を祭る傾向を生じてしまった。そこで、これを「善良且正当なる信仰に導くこと」で「里洞祠の復古改新」を図り、いずれは「漸次神社神祠と習合一体を図」という計画が説明されている。

この「里洞祠の復古改新」策の実施要領は次の通りである。

- (イ) 名称は里洞祠とし、可成一里洞一祠に統一すること。但し本年は更生部落中優良なる部落に対し一面一祠を標準として既設の洞祠を改新し、爾後漸次他の更生部落に対し之が改新を図ること。尚原則として設壇の方式に依るを可とするも、管理可能にして充分維持し得る見込ある場合に限り祠堂を建設差支なし。この場合に於ける祠堂の構造は、土地の事情を充分斟酌し、且不体裁に亘らざる様注意し、又既設の洞祠は適當の場所を選定移転すること。
 - (ロ) 祭神は天神地祇とすること。但し現に山川神城隍神を祭るもの及地方の先賢を祀るものは之を認め、その他の雑神は一切祭らざること。
 - (ハ) 洞祠及其その境内は常に清潔を保ち、之に適當なる樹木を植栽してその浄化森嚴を図ること。但し壇の構造は概ね別紙図面に依り之を改新し、又従来の壇を改造し□本式とするも可なり。
- (二) 祭官はその名称を典祀とし、神事取扱に属する講習を受けしむる

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

こと。但し神事取扱に関する指導講習は道に於て之を行ふ。

- (ホ) 祭祀は年春祭及秋祭の二回とし、なるべく春祭は春期皇霊祭、秋祭は新嘗祭当日に一定すること。
- (ヘ) 経費は部落民に於て経営する共同耕作田畝より生ずる収入等を充当するも可なり。
- (ト) 祭祀には部落民多数参列し、御供物等も部落民各自の生産物等を多数奉納せしむること。

まず（イ）の名称と崇敬範囲からは、「里洞祠」が洞里的統廃合（1914年を中心に実施）後における新洞里「自治」の中心的存在として期待されていることがわかる。そして、農村振興運動での更生指導部落を中心に設置を進める方針で、この年（1936年）は更生指導部落から「優良なる部落」を選んで「一面一祠」を標準としていた。設置方法は「既設の洞祠」を「改新」というもので、原則として「設壇の方式」が可であるという。

ただし、十分な管理・維持が見込める場合に限って「祠堂」を建設してもよかった。この場合、「土地の事情を充分斟酌」すること、「不体裁に亘らざる様注意」することという条件が付けられている。そして、もともとあった「洞祠」は「適當の場所を選定」して「移転する」ように指示された。なお、建設が許される「祠堂」の様式がどのようなものであったかは不明であるが、神社・神祠の社殿ような建物でないことだけは付言しておく。なぜなら、許可された神社・神祠以外でこれに類似する建物（社殿）を建設することは法令（この時点では、神社寺院規則と「神祠ニ関スル件」）で禁じられていたからである。

以上からわかることは、「里洞祠」は明らかに〈官製〉村落祭祀であるということだ。そして、将来において神社・神祠式の社殿を建てて神祠にいわば昇格することが想定されていたといえる。

次は（ロ）を見よう。既存の祭神の中で特例を認めてはいるものの、祭神は「天神地祇」にすることが指示され、その他「雑神」を祀ることは一切禁じられている。（ハ）では、「設壇」する際に「壇の構造」を「別紙図面」（不明）のように「改新」することが指示されたが、既存の「壇」を「改造」することも可とされた。

それから（ニ）では、祭官の名称を「典祀」とすること、そして「神事取扱に属する講習」、つまり神社神事を扱うための講習（道がおこなう）を受けさせることが指示されている。（ホ）では、1年の祭礼を「春祭」と「秋祭」の2回にし、期日もそれぞれ春期皇霊祭と新嘗祭の日に定めるようにという指示が書かれている。

そして（ヘ）では、将来の氏子組織を期待して、経費を村民が経営する「共同耕作田畝」の「収入等を充当」することも可とされた。（ト）では、「祭祀」に村民を「多数参列」させ、「御供物等」も村民各自の「生産物等を多数奉納」させることが指示された。

以上の（ロ）から（ト）まででわかることは、祭神、「壇」の設け方、祭官の名称と養成、祭礼、経費、祭祀と村民の関係に対する指示もまた、「漸次神社神祠と習合一体を図」る（前文の概要）という江原道当局の意図、つまり「里洞祠」を増設する神祠の受け皿にしようとする意図を示すものであるということだ。

次はその後において、法整備がなされる同年8月の神社制度改編を経た後に、「里洞祠の復古改新」策は神社行政の中でどのような扱いを受けるのかを確認しておこう。「里洞祠」は無願神祠ではないため、「神祠ニ関スル件」（8月に公布される改正法令では罰則規定が加わる）による統制の外にある。しかしながら前編で考察したように、総督府当局は神社制度改編の後に〈官製〉村落祭祀に対しておこなう措置として、神祠の受け皿になることを念頭に、機能面における利用を続ける方針を取ると同時に行政

的な指導も開始していた。それは祭神を「天神地祇」とすることや、法的に神祠と区別するために祠堂を「神祠類似の社殿」としないという統制となっていて現れている²¹⁾。

以上のように、「固有信仰の復活」（上内）としての「里洞祠の復古改新」策（江原道）の実施は、統制のもとで洞里に〈官製〉村落祭祀を設置し、それを受け皿にして神祠を設立していく試みであったといえる。

それから2年後の1938年8月、「里洞祠の復古改新」策の状況を新聞報道²²⁾が伝えている。それによると、この間に把握された「神堂、神壇」が増えたためその数が「三千九箇所」となっている。そして、1937年から「改善」に「努力」した結果、800箇所が「改善」を終えたが、残りの大多数は「未改善」のままである。この年（1938年）は年末までに889箇所を「改善」する予定であるが、まだ多数残る「未改善」のものは数年の間に全部「改善」する「方針」であったという。数字からは遅々として進んでいない状況を知ることができるが、一方で800箇所が「改善」されたことにも注目したい。

総督府ではまだ「一面一神祠」設置の実施を決定していないが（1939年2月半ばに決定する）、それに関係なく、各道での自主的な取り組みに対して経済的に支援をすることはなかったようだ。江原道での「里洞祠の復古改新」策という試みに対しても、総督府では消極的な支援にとどまっていたようである。その傍証となる行事を紹介しよう。

新聞報道²³⁾によると、1938年9月10日を「古蹟愛護日」と定めた総督府では、管内の古蹟名勝等の保存清浄行事に国民精神総動員連盟や勤労報国隊等を動員するために、学務局から社会教育課長通牒を各道知事宛に発した（神社行政は内務局が担当）。その通牒における「重要な行事」8項目の中の1番目は次のとおりで、「神壇祭壇の清掃」という指示が確認できる。

一、保存会と保勝会はもちろん各地の勤労報国隊を動員し、管内の古蹟または名勝を保全清浄にすること。古蹟名勝がない地方では神社仏閣の浄化、神壇祭壇の清掃、または景勝地の保全作業に代えること。

第2節において1939年3月29日付の『毎日新報』記事で確認したように、江原道では「一面一神祠」を計画したことがあるが経費問題で実現していなかった。ということは、この間に実施された「里洞祠の復古改新」策は経費問題で頓挫するに至ったと判断できる。

お わ り に

本稿での課題は、地方レベルにおける村落祭祀利用策の中味を明らかにすることであった。得られた成果を要約してみよう。

第1節では拙稿の前編および中編の内容から、一面一神社・神祠設置方針の推移を中心にまとめた。第2節とのつながりのために、繰り返しになるが、総督府当局が村落祭祀を祖先祭祀として「崇祖」の対象と見なせるのかどうかを模索するという仮説について、わかったことを整理しておこう。

総督が宇垣一成から南次郎に交代したあとの1937年4月の段階において、総督府当局では心田開発運動を継続する方針を取っていたと考えられる。しかし、日中戦争開始にともなう時局の変化により、心田開発運動継続の方針自体が保留となってしまったといえる。このような神社行政のいわば停滞期において、村落祭祀利用を試みたのは江原道庁であった。

第2節では江原道での神社・神祠の増設方針の推移を3つの時期に分け、心田開発運動公表から神社制度改編まで、神社制度改編当時、神社制度改編以後という3時期において考察した。1番目の時期において、1935年1月に心田開発運動が公表されたのを受けて、江原道庁の神社行政（内務部）

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

では道内の各中等学校長，各郡守，農事訓練所長に対して生徒・児童を動員することを指示する通牒を出した。その内容は、「敬神」に関しては参拝行為の実践に重点が置かれていて、「崇祖」に関しても漠然としたまま生徒・児童に文廟と墓地への参拝行為を実践させるというものであった。

2番目の神社制度改編當時には，江原道では神社関連の諸法令が公布される直前の1936年7月に，郡守・警察署長宛の内務部長・警察部長通牒が出された。そこで「神社神祠の崇敬」に関して指示された内容は，当面の急務として現実的な一郡一神祠を目指すことと，神社・神祠の維持・運営方針に関するものであった。

3番目の時期である神社制度改編以後において，江原道では「一面一神祠」設置を計画したことがあったが経費問題で実現しなかった。このように神社・神祠の増設実施が非常に困難な状況にあった中で，1939年2月半ばに総督府当局は「一面一神祠」設置実施を決定して各道に指示したため，江原道では再び「一面一神祠」を目指すことになる。

第3節では，神社制度改編後の時期に江原道で「一面一神祠」設置の計画実施が試みられたことに注目してこれを考察した。これはいわば「里洞祠の復古改新」策といえる。「固有信仰の復活」を目指して村落祭祀の祭祀形態を利用する案（上内案）を受けて，前記の通牒（1936年7月）により道当局から各郡庁・警察署に「里洞祠の復古改新」が指示された。

この「里洞祠」は〈官製〉村落祭祀である。設置方法としては，原則として「設壇の方式」が可とされ，将来において神社式の社殿を建てて神祠にいわば昇格することが想定されていた。祭神，「壇」の設け方，祭官の名称と養成，祭礼，経費，祭祀と村民の関係に対する指示もまた，「里洞祠」を今後増設する神祠の受け皿にしようとする江原道当局の意図を示すものであった。

しかしながら，1939年3月の時点で確認できることは，その間に実施さ

れた「里洞祠の復古改新」策は、800箇所が「改善」されたものの、経費問題で頓挫するに至ったということである。

かつて拙稿²⁴⁾(2008年)で、農村振興運動において〈官製〉村落祭祀が創られる気運が醸成されていたことを提示したが、このような状況はその後少しずつ変化していく。法整備がなされる1936年8月の神社制度改編を経た後は、〈官製〉村落祭祀に対しておこなう措置として、神祠の受け皿になることを念頭に、総督府の神社行政では機能面における利用を続ける方針を取ると同時に行政的な指導も開始していた。後者の指導は祭神を「天神地祇」とすることや、法的に神祠と区別するために祠堂を「神祠類似の社殿」としないという統制となって現れた。

そのような状況で、江原道では「里洞祠の復古改新」策が実施され、神社・神祠の増設のための受け皿となるべく、統制のもとで洞里に〈官製〉村落祭祀を設置することが試みられ、そして頓挫するに至ったわけである。しかし、少なくとも1938年8月の時点で、既存の「神堂、神壇」800箇所が「改善」されたこと、つまり800箇所ですべて既存の「洞祠」が「移転」され、「里洞祠」が設置されて「復古改新」を終えたという内容の新聞記事を確認できる。これは注目すべき事項であると考えている。

ところで、農村振興運動の〈官製〉村落祭祀から江原道の「里洞祠」という〈官製〉村落祭祀に至る過程は、在来村落祭祀の代替となったという点で、在来村落祭祀の一種の変容過程としても位置づけられるのではないだろうか。そして、この変容の中味を分析することが新たな課題として考えられるが、今のところ資料の制約のためあまり進展が期待できない状況である。現時点で指摘できることは、たとえば農村振興運動において創られた「天地神壇」において、村民の信仰現象も見いだされたということである。以下、前述の拙稿(2008年)でおこなった「天地神壇」の考察を簡単に要約してみよう。

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

忠清北道永同郡永同面の面長・洪明熹は、面内の「部落」に「天地神壇」という小祠を設け、これに「天地大神」を祀って「部落社」としていた。これに関して、『自力更生彙報』に掲載された記事²⁵⁾から紹介しよう。「天地神壇」が創られたのは、「夙に農村の振興に農人道念の振作、村民の和衷協同の必要なることを感じ、信仰によりて之が達成を期せんことに着目」してのことだった。「天地神壇」の効果として、「部落内の和合、^マ内^マ鮮人の融和協調、農民精神の作興訓練、生産の改良増進等に資して」いるという。

農村振興運動が始まる直前の1932年8月に、永同面の会洞里に設けられた「天地神壇」もその一つである。会洞里は「会洞部落」を中心とした4つの旧洞里²⁶⁾からなる新洞里で、戸数が101戸となる。この新洞里の会洞里における「自治」の中心的存在とされるのが、「会洞里天地神壇」である。会洞里の指導者は区長の鄭哲永と日本人の角谷亀蔵で、このふたりが「天地神壇を中心に極めて熱心に里民を指導して居る」という。

この「天地神壇」が1932年8月に設けられてからおこなわれた祭祀は、「例祭として毎年陰曆三月三日には祈年祭を行ひて、里民一同本年の豊穰を祈念する」ことであった。そして、「十月三日には秋成感謝祭を行ひ、一年中の豊作物、農産加工品、婦人の家庭工作品等を神前に捧げて、天恩地徳に感謝」している。「秋成感謝祭」にともなう行事としては、「農産品展覧会を催し、学童の学芸会を開き、農楽を奏して神意を慰め、里民挙つて一日の行楽を偕にし供物は之を集めて部落共助の備荒貯蓄となす」とのことである。

祭祀・行事についてはこの程度しかわからないが、小祠の名称をはじめとして農楽を演奏したり、「豊穰を祈念する」祭り（名称が「祈年祭」であったかどうかは疑問）をしたりと朝鮮在来の要素も認めている。一方で、秋祭りを加えている点、農村振興運動に連結させる役割も加味している点など、「日本」的あるいは行政的な要素も見いだせる。また、神社神道の

天神地祇に類似する「天地大神」を祀った新洞里における「部落社」でもある。あくまでも統治政策の視点を前提にしなければならないが、その上で神社信仰の土着化の観点からも考察できる興味深い事例といえよう。

このことを国家神道論の側面から説明してみよう。磯前順一は帝国イデオロギーとしての国家神道論を植民地朝鮮で論じる視点から、国家神道論と朝鮮の「固有信仰」（シャーマニズム）との関係における宗教概念に着目している²⁷⁾。国家神道論の研究史において、朝鮮の「固有信仰」の問題はすでに国家神道論として議論すべきテーマとなってきているのがわかる。

筆者なりにこの議論を引き受けるなら、植民地朝鮮と日本「内地」とに共通する村落祭祀の土壌があったという認識を前提に、それを総督府は神社・神祠の受け皿となる「固有信仰」として理解・把握していた。この問題とともに、〈官製〉村落祭祀が村民の信仰現象を生み出す存在でもあった点が、議論すべき問題点と考えている。

これらの問題点は、「内地」で日露戦争後に実施された神社整理と対比して理解できよう。植民地朝鮮において在来村落祭祀の代替となった〈官製〉村落祭祀の存在は重いものがある。研究が朝鮮総督府の神社政策への批判だけにとどまらず、国家神道論においても民族宗教の枠を越え、異民族の信仰心までも視野に入れなければならないことがわかるだろう。この点を問題提起したい。

次にもうひとつ問題提起したいことがある。「内地」の古代において、律令制神祇祭祀の成立がその歴史的起点となり、伝統的な在来の神祭りに重大な質的転換がもたらされ、「神社」（官社）が成立（教義的な意味ではなく、形式的・形態的な次元）したという²⁸⁾。そうならば、植民地朝鮮に渡った国家神道は、農村において〈官製〉村落祭祀を創ることにより、「内地」での「神道」成立の過程をいわば擬似体験したということが出来る。この点に注目することで、国家神道の変容過程をより明らかにするこ

とができるのではないだろうか。つまり、〈官製〉村落祭祀の存在は、民族宗教の枠を越えた議論を覚らせてくれるとともに、海を渡った国家神道の変容過程を解く鍵にもなっていると考えるのである。

注

- 1) 拙稿「朝鮮総督府の農村振興運動期における神社政策—「心田開発」政策に関連して」（『国際文化論集』〔桃山学院大学〕第37号、2007年12月）を参照。総督府は「心田開発」「心田開発運動」と呼んでいたので、本稿でも心田開発運動の語を用いる。

筆者なりに統治政策の中で心田開発運動を位置づければ、次のように説明できる。すなわち、農村振興運動の展開過程で国体明徴を受けて、朝鮮総督府は国民統合のために朝鮮民衆の心意世界の編成替えを構想した。その構想は二つの要素（二重性）から成り立っていて、「敬神崇祖」にもとづき神社への大衆動員を図る一方で（「神社制度の確立」）、公認宗教や利用可能な諸「信仰」・教化団体の協力を引き出そうとした（「宗教復興」）。さらに、この二重性の裏では、支配の障害となる「類似宗教」や「迷信」等を排除しようとした政策であったといえる。

- 2) 日本「内地」の昭和恐慌の影響で朝鮮の農村も極度に疲弊してしまう。その状況を受けて、1931年に朝鮮総督に就任した宇垣一成は農村振興運動を開始する。農村振興運動は農山魚村の「自力更生」をスローガンに掲げた政策で、1932年9月に総督府に委員会が設置され翌年から本格的に開始された。「更生指導部落」を選定し、その「部落」の各農家ごとに「営農改善」と「生活改善」の農家更生5カ年計画を立て、それを実施させるというものである。なお、農村振興運動は1937年の日中戦争勃発後の戦時体制下で再編されることになる。

筆者は、その近代主義的な政策の本質はあくまでも収奪体系の合理化を図るものであると考えている。また、近代主義と同時に日本化が推し進められたことも特徴となろう。すなわち、計画の実施を通じて村落に行政力が浸透したり、「皇国農民」や「敬神崇祖」等の精神主義にも重点が置かれたりして、いわゆる〈日本的な近代化〉の問題を内包していると考えている。

農村振興運動の研究史や展開を知るには、板垣竜太「解説」（板垣竜太

〔監修・解説〕『自力更生彙報—朝鮮総督府農業政策史料』〔ゆまに書房、2006年〕の第6巻に所収）が参考になる。

- 3) 朝鮮総督府の心田開発運動における「敬神崇祖」のイデオロギーは、「その固有の祖先崇拜観念を基礎として敬神観念を培養」するという「敬神崇祖」観を基調としている。そして、「祖先が神格化されて神」となって「日本建国の神を最高の神として崇敬すること」へと「統一」されるという論理を生み出していた。つまり、「敬神」と「崇祖」を「一体化」する論理であったといえる。詳細は、前掲の拙稿「朝鮮総督府の農村振興運動期における神社政策」を参照されたい。

この「敬神崇祖」が打ち出される背景として、国民統合としての議論が存在したことを指摘できる。それは、小笠原省三における「東亜民族」論と小山文雄における「東亜民族」論であった。両者は、神社神道を通じて同祖論的な「東亜民族」の同質性を創り出すという意図において共通点が見られる。「国魂神」奉斎論を唱えた小笠原は、東亜民族文化協会を1933年12月に設立していた。神社行政の担当者である小山は、1934年10月に著書『神社と朝鮮』（朝鮮仏教社）を発行していて、その地の「宗教」に着目し、同祖論を根拠に、「諸民族」が「国体神道」に「精神的結合」をなすことで「東亜民族」の同質性を創り出していくという発想を表明していた（195～199頁）。結果として「国魂神」奉斎論は神社行政に包摂され、「国魂大神」が国幣小社に奉斎され、しかも「天照大神」との合祀となったのである（「敬神」と「崇祖」を「一体化」する論理）。詳細は、拙稿「朝鮮総督府の神社政策における国幣小社列格—「国魂大神」奉斎を中心に」（『桃山学院大学人間科学』第35号、2008年7月）、および拙稿「植民地期朝鮮における国幣小社とその祭神—「天照大神」と「国魂大神」の合祀」（『国際文化論集』〔桃山学院大学〕第38号、2008年7月）を参照されたい。

- 4) 1つめの主要目的を対象とした研究に、前注の拙稿「朝鮮総督府の神社政策における国幣小社列格」および「植民地期朝鮮における国幣小社とその祭神」がある。
- 5) 拙稿「朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策—村落祭祀利用の視点から」（『国際文化論集』〔桃山学院大学〕第39号、2009年3月）。
- 6) 拙稿「朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（中編）—一面一神社・神祠設置方針を中心に」（『国際文化論集』〔桃山学院大学〕第41号、2009年12

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

月）。

- 7) 先行研究の中で、たとえば磯前順一は国家神道を非宗教としての神社神道を指すという意味で、国家神道を「神社を通して天皇制ナショナリズムを国民に教化しようとする戦前の社会体制」と捉えている。磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道』（岩波書店、2003年）の第1部付論「国家神道をめぐる覚書」を参照。

本稿では磯前などの先行研究に従い、国家神道を「神社を通して天皇制ナショナリズムを国民に教化しようとする戦前の社会体制」とする。

- 8) 各道知事宛の政務総監通牒「神祠ニ関スル規則ヲ定ムル件」（内秘第71号、1917年3月）では、留意事項の1つに「神祠ハ…且将来神社創立ノ場合ニ差障リトナラサル様注意スルコト」と記されている。またこの通牒には、「神祠ニ関スル件」（総督府令第21号、1917年）が制定された趣旨が説明されている。すなわち、「地方住民ノ事情ニ依リ一般神社ノ体裁ヲ具備セル神社ヲ創立難致場所ニ限リ其ノ地方住民ニ敬神上ノ満足ヲ与フル為特例ヲ設ケラレタル義ニ付」とあるように、「特例」であることが明記されている。この通牒は朝鮮神職会編『朝鮮神社法令輯覧』（帝国地方行政学会朝鮮本部、1937年）、および全羅南道編『現行全羅南道例規集・内務』（1937年）に収録。後者の資料は韓国の国家記録院所蔵。
- 9) 前注に掲載した「神祠ニ関スル件」の第7条には、「崇敬者総代ハ神祠ノ祭祀ヲ神職ニ委託シ其ノ住所及氏名ヲ道長官ニ届出ツヘシ」と、いわば神祠の受持神職制が規定されている。1936年の改正により第7条は第8条となり、「崇敬者総代」が「総代長」に、「道長官」が「道知事」に改められているが、この制度自体に変更はない。
- 10) 『朝鮮の郷土神祀・部落祭』〔朝鮮総督府〕調査資料第44輯、1937年。
- 11) 「神棚を設けて／敬神観念を涵養／各学校長、郡守等その他へ／内務部長から通牒」（『朝鮮新聞』1935年7月10日付、掲載面不明）。
- 12) 崔炯稷「農家更生部落の中心人物の覚悟に就て」（『自力更生彙報』第27号、1935年11月20日、11～15頁）。
- 13) 各道知事宛の内務局長通牒「神社ニ関スル法令ノ施行ニ関スル件」（内秘第89号、1936年8月）。前掲『朝鮮神社法令輯覧』に収録。
- 14) この通牒は、「農産漁村の更生は／先づ心田開発から／百六十万道民の精神生活を穰らす／江原道の新指導陣」（『京城日報』1936年7月24日付〔朝刊〕、

5面「北鮮東滿版」)の記事中に掲載されている。

- 15) 「江原道内各神祠의 /施設을 扩充改善 /昇格斗増設問題를 充分考究 /敬神崇祖觀念涵養」(『毎日申報』1938年1月25日付〔夕刊〕, 3面「中東版」)。
- 16) 「皇道精神發揚へ /一面一神祠の大計 /江原道十四年度中には実現」(『京城日報』1939年2月22日付〔朝刊〕, 5面「京日中鮮版」)。
- 17) 「一郡一神社를 目標로 /江原서 建立을 計畫 /明十四年度부터 同二十年까지 /一面一神祠로 促進」(『毎日新報』1939年3月29日付〔夕刊〕, 4面「中東版」)。
- 18) 「鉄原神社御造営 /皇紀二千六百年記念事業으로 /奉賛會組織을 計畫」(『毎日新報』1939年5月2日付〔夕刊〕, 3面「中東版」)。
- 19) 上内彦策「神祇奉斎の実際案」(『文教の朝鮮』第126号, 1936年2月)による。
- 20) 「江原道二千三百余 /里洞祠復旧改新 /各洞民의 敬神思想啓培코자 /道当局서 計畫樹立」(『毎日申報』1937年5月8日付〔夕刊〕, 3面「中東版」)。
- 21) 農林局農政課長・景山宜景は、1936年10月に京城放送局のラジオ放送で「農村美化に就て」という題の話をした。『自力更生彙報』第40号(1936年12月20日, 4~6頁)に、景山宜景「農村美化に就て—(十月二十七日, DKより放送)」として掲載されている。

それによると、祭神に関しては「天神地祇を祀つて五穀豊穰を祈り収穫感謝祭を催し豊作物品評会を附設するが如きは現下農村の実情に照し奨励す可きことであるように思ふ」と、「天神地祇」を祀る試みを奨励している。そして、祠堂に関しては「神祠類似の社殿を設くるが如きはいろいろ規則にも触れることと存じますので十分お考へを願はねばなりません」と、「神祠ニ関スル件」の規定に抵触しないように指導している。
- 22) 「江原道内三千余個所 /里洞祠復旧更新 /洞民拭惟敬神思想啓導코자 /今年中九百處改善」(『毎日新報』1938年8月7日付〔夕刊〕, 3面「中東版」)。
- 23) 「勤勞報國은 /古蹟愛護에 서 /九月十日勤勞隊動員」(『東亞日報』1938年8月20日付, 2面)。
- 24) 拙稿「植民地朝鮮における農村振興運動期の「敬神崇祖」—朝鮮総督府の神社政策に関連して」(『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻第3号, 2008年3月)。
- 25) 以下、永同面の「天地神壇」に関する記述は、『自力更生彙報』第9号の

朝鮮総督府による神社・神祠の増設政策（後編）

増田収作「忠北，永同の「天地神壇」を紹介す」（1934年5月20日，14頁）からの要約・引用である。増田収作は総督府農林局農政課の嘱託。「天地神壇」を正面から撮った写真も同記事に掲載されていて、木造瓦葺きの小さな祠に見える。神社の社殿風ではない。

なお、『自力更生彙報』（全88号）は、農村振興運動の主管部署である農林局農政課編集（1936年に主管部署として農林局農村振興課が新設されてからはここに移管）の月刊誌である。そして、板垣竜太〔監修・解説〕『自力更生彙報—朝鮮総督府農業政策史料』第1～6巻（ゆまに書房，2006年）は、『自力更生彙報』を復刻出版したものである。

- 26) 才宮洞，長坪洞，墻内洞，および会洞の一部となる。会洞の残り部分は主谷里に統合されている。越智唯七『新旧対照・朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』（中央市場，1917年）による。
- 27) 磯前順一「植民地朝鮮における宗教概念をめぐる言説編成—国家神道と固有信仰のあいだ」，磯前順一（編著）『植民地朝鮮と宗教—帝国史・神道・固有信仰』（三元社，2012年）に所収。
- 28) 井上寛司『日本の神社と「神道」』（校倉書房，2006年）372頁を参照。

**A Study of the Shrine-Expansion Policy of
the Japanese Government-General of Korea
in the Light of the Policy for Reproduction
and Reformation of Village Rites
in Gangwon-Do (江原道)**

AONO Masaaki

In 1936, the Japanese Government-General of Korea reorganized the colony's shrine system. This reorganization was carried out for two purposes: first, to promote some of the main shrines to the status of *Kokuhei-shohsha* (国幣小社), which ranked sixth among nationally-supported shrines; and second, to increase the overall number of shrines (神社・神祠) as a way of mobilizing Korean people to carry out the Government-General's policies.

In this paper I examine principally the second of the two above-mentioned purposes, seeking to clarify the nature of this shrine policy, which sought to make use of the traditional agricultural rites carried out in villages in Korea. Concretely, I analyze how the policy for reproduction and reformation of village rites attempted to create shrines (神祠) by making use of village rites in the region of Gangwon-Do.